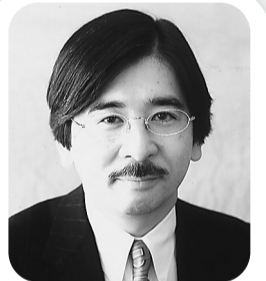


論壇

次期税理士法改正を展望する



富田光彦 【渋谷】

I はじめに

平成13年の税理士法改正からはや7年が経過し、再び税理士法改正のチャンスがめぐってきた。財務省は本年3月31日付で、平成23年度に税理士法改正を行うスケジュールを公表した。実現されれば10年ぶりの改正である。また日本税理士会連合会においては同制度部が具申した『「税理士法改正要望項目」(タタキ台)』について」に対して再諮問

II 平成23年税理士法改正の提案理由を考える

前回の改正すなわち平成13年改正の法案提出の趣旨説明は「最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者の利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため」であった。税理士制度を取り巻く状況の変化とは、政府の規制緩和政策を指す。そして納税者の利便の向上がキーワードとなり、法改正により法人制度等が創設された。つまり税理士法の改正は、規制緩和という政府の方針と合致し、はじめて成就したということがわかる。現在の状況は、政府は規

て、税理士試験の受験者数の減少がある。平成19年度の税理士試験受験者は5万3324人、平成18年度が5万4203人であったことから879人の減少となり、これは制度創設以来はじめてのことである。公認会計士試験受験者が試験制度改正により受験者数を伸ばしているなか、税理士試験受験者は平成20年度も減少傾向とのことである。このことは大問題である。税理士を目指す人材を確保することは、業界にとって最重要課題である。受験者が増やす有効な手段として、なにより試験制度改革が必要である。税理士試験を本格的に整備するには税理士会のみならず、外部の有識者を含めた委員会の設置などの取り組みにより、より具体的なプランを早急に作成する必要がある。また信頼される税理士制度構築と人材の確保という命題を並列に置いたとき、やはり税理士法第3条第1項第4号を改正する必要がある。すなわち公認会計士の自動資格付与であり、おそらく税理士試験受験者減少の一因となっている。ここで税理士法の重要条文の条文構成をあらためて見てみたい。すなわち第1条「使命」第2条「税理士

の業務」第3条「税理士となる資格を有する者」そして法的帰結として第52条「業務独占」がある。これは税理士制度のセンターラインである。センターラインとは野球で言う、センター、セカンド、バッテリーを結ぶラインのことであり、ここがしっかりしているチームは強いとされている。つまり税理士法におけるセンターラインにより、どの様な者が、どのような理念で、独占的に税理士業務を行うかが、昭和55年改正によりはつきりしたということである。その意味では第3条を改正した昭和55年改正は重要であった。改正前は税理士となる資格を有する者として、弁護士、公認会計士、税理士試験合格者、免除者と順番が付されてきたのを、税理士試験合格者、免除者、弁護士、公認会計士と変更した。特に税理士試験合格者が税理士となる資格を有する者の一番目に規定されたことは、制度をより独立あるいは成熟させようとする意思の表れであり、将来に向かい「免除」や「自動資格付与」を整理する方向性が明示されたといえる。もっとも現状を見てみると残念ながら、有資格者のうち税理士試験合格者の占

める割合は50%にさえ届いていない。さらには公認会計士からの自動資格付与が増えているのが現状である。そのことを考えれば、税理士制度のセンターラインを強化し、特に「誰が税理士となる資格を有するか」ということの公平な解決が何よりも重要となってくる。したがって第3条の改正を伴う試験制度改革及び第8条の免除規定の見直し、チャレンジすべき項目であるとの結論が導き出される。ところで、第3条問題は税理士法のなかに規定されている公認会計士の自動資格付与という既得権をどのように整理するかということでもある。もちろん税理士と公認会計士のそれぞれ「使命」が違ふことから、当然に資格取得は別々であるべきであるし、公認会計士制度は税理士制度に敬意を払うべきであり、その意味で第3条第1項第4号の廃止には合理性がある。一方そのこととは別に、両制度が会計という専門分野のトップ資格であることを考えた場合、これらをめざす若い人材を確保するという命題は、実は共通のテーマでもあるのではないか。両業界の商法監査をめぐる長年の確執も会社法における

III もう一つの人材確保としての補助税理士

次に次期税理士法改正項目として補助税理士制度を挙げたい。補助税理士制度は法改正後あらゆる議論がなされてきており、次第に問題点が明らかになってきた。平成13年改正に至る議論の途中で、勤務税理士の登録・事務所設置の法整備の問題から、勤務税理士の業務執行の矛盾を整理する視点に変更になったのが一つの原因といえる。つまり法施行の趣旨によれば、補助税理士制度は従来資格のない従業員と同じく税理士業務が得意な人と解されていた勤務税理士を補助者として業務ができるようにしたことにより、勤務税理士が合法的

望する国民に対してできる限り門戸の拡大や挑戦の機会を確保する」とされている点に注目すべきである。そのように考えていくと、次期税理士法の改正の方向性は、信頼される税理士制度に優秀な人材の確保と育成ということになり、受験資格要件の見直しを含めた試験制度改革と第3条の公認会計士自動資格付与がテーマとなる。その際提案したいのは、公認会計士と税理士の制度相乗りによる会計分野の予備試験制度の創設である。そこでどれだけ両制度の試験の共通化が図られるかが鍵となり、その際同時に第8条の税務官公署職員の免除も同列に整理すればよい。

IV むすびとつて

日税連会長の諮問事項はタタキ台ということもあり、実に多くの項目が連なっている。もちろん重要な項目も含まれているが、若干整理が足りないように感ずる。今回は全般的に税理士法を見直しするということよりも、優先順位をせび付けていただき、絞り込んで平成23年改正に臨んでいただきたい。

主張されている。しかしながら第2条の第1項及び同項第1号は税理士業務のなかでも主幹となるべき大事な条文である。その1項のなかで「他人の求めに応じ」と書かれている意味は、税理士業務の本質がシャープ以来の代理人制度にあるということなのだ。つまり枝の条文にあたる登録・事務所設置・施行規則により「他人の求めに応じ」られない税理士を出現させた補助税理士制度は、税理士制度の本質である代理人制度を否定することになるのではないか。そしてなによりも、現行補助税理士制度には将来のビジョンが見えてこない。税理士制度のセンターラインである第2条を改正するには、改正による制度の発展が見えてこなければならぬ。また発展する業界というのには、古い世代と若い世代の新陳代謝がうまくいっているものである。古い世代が新しい世代に規制をかけたかのように見えるこの制度には将来性も合理性もないと考える。